

●香川県告示第294号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の規定により指定事務所登録機関を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第10条の6第1項の規定により告示する。

令和5年11月24日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指定事務所登録機関の名称及び住所
一般社団法人香川県建築士事務所協会
高松市天神前5番18号
- 2 事務所登録等事務を行う事務所の所在地
高松市天神前5番18号
- 3 事務所登録等事務の開始の日
令和6年4月1日
- 4 指定年月日
令和5年11月20日